

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1 - 310
許認可等の種類	採石業者の登録				
根拠法令条例等・条項	採石法第32条				
許認可等の概要	採石業を行おうとする者の登録				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)            [参考]採石法第32条            採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。            [参考]採石法第32条の2            前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名            二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者(以下「業務管理者」という。)の氏名            三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名</p> <p>2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第三十二条の四第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。</p>				
基準の制定根拠	一				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日				
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知				